

美山漁業協同組合 遊漁規則の変更の内容

1 変更の概要

- ・鮎釣り漁法にルアー釣りを追加
- ・遊漁料無料を 20 歳未満から 18 歳未満に変更
- ・その他、軽微な修正

2 新旧対照表

旧（現行）					新（変更後）				
第 1 条～第 2 条 略					第 1 条～第 2 条 略				
(遊漁の方法等)					(遊漁の方法等)				
第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする 遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄 の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及 びオ欄の期間中でなければならない。					第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする 遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄 の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及 びオ欄の期間中でなければならない。				
ア魚 種の 名称	イ漁業 の方法	ウ統数 又は規 模	エ区域	オ期間	ア魚 種の 名称	イ漁業 の方法	ウ統数 又は規 模	エ区域	オ期間
あゆ	友釣り	略	略	略	あゆ	友釣り	略	略	略
	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		ルアー	1 人 1 竿 長さ 3.5 m 以下	ルアー 釣り可 能区域 は組合 が定め て公表 する	5 月 26 日 から 12 月 31 日まで の期間内に おいて組合 が定めて公 表する期間
	素がけ	略	略	略		素がけ	略	略	略
	たも網	略	略			たも網	略	略	
	さ し 網、 まき網	略	さし 網、ま き網			略			
	投網	略	投網			略			
以下、表略					以下、表略				
特別区 表略					特別区 表略				

2 略

(漁具漁法等の制限)

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具、漁法のほか、次の表のア欄に掲げる漁具、漁法は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中は使用してはならない。

ア 漁 具 漁 法	イ 区 域	ウ 期 間
網漁具漁法及び船舶を使用して行う漁法	大野ダム堰堤の上流端から上流のたん水域内	1月1日から12月31日まで
アクアラング等水中で呼吸できる用具	全区域	

2 略

第5条～第6条 略

(遊漁の額及び納付方法)

第7条 略

2～3 略

4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
<u>20歳未満の者</u>	無料
身体障害者で6級以上の認定を証明できる者及び女性	略

第8条～第13条 略

附則

1. この規則は、令和6年1月1日より施行する。

2 略

(漁具漁法等の制限)

第4条 京都府漁業調整規則第34条第2項で禁止されている漁具、漁法のほか、次の表のア欄に掲げる漁具、漁法は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中は使用してはならない。

ア 漁 具 漁 法	イ 区 域	ウ 期 間
網漁具漁法及び船舶を使用して行う漁法	大野ダム堰堤の上流端から上流のたん水域内	1月1日から12月31日まで
アクアラング等水中で呼吸できる用具	全区域	

2 略

第5条～第6条 略

(遊漁の額及び納付方法)

第7条 略

2～3 略

4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
<u>18歳未満の者</u>	無料
身体障害者で6級以上の認定を証明できる者及び女性	略

第8条～第13条 略

附則

1. この規則は、令和6年1月1日より施行する。

2. この規則は、令和7年3月27日より施行する。